

「建物等補償調査・個別説明会」を行いました。

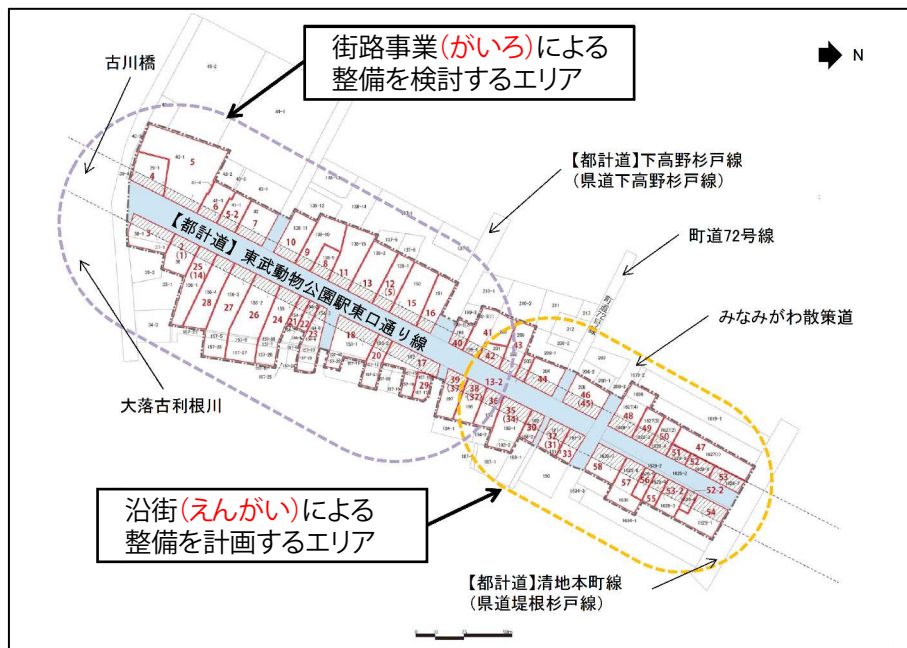
■建物等補償調査を行いました

狭小残地対策が必要なエリアを中心に建物補償調査を行いました。調査実施に先立ち、「沿道整備街路事業に係る補償調査説明会」を平成28年2月16日に開催、権利者と調査日を調整して平成28年3月8日から平成29年3月9日まで建物等補償調査を行いました。

● 調査を実施した件数 23件

※建物等調査とは、建物内部（各部屋ごと）の詳細な調査や写真撮影、敷地全体のブロック塀の形状や材料、庭木の種類・大きさ等、営業を営んでいる方は営業調査などを行うことです。

建物等調査を基に建物移転補償金額を算出しました。



■個別説明会を行いました

建物等補償調査終了後、対象者に個別説明会を実施しました。個別説明会においては、平成22年度の意向調査（再配置・売却等）から状況や意向に変化がないか、今後の換地設計（再配置プラン）の条件設定、建物調査結果の報告などを行いました。

- ・ 第1回 個別説明会 平成29年2月 8日から21日
⇒意向確認（再配置・売却等）、概算移転補償額の提示
- ・ 第2回 個別説明会 平成29年3月13日から17日
⇒再配置を希望する方を対象に想定の再配置プランの提示



→平成29年度も引き続き、沿道整備街路事業の事業化に向けて、個別の調整を進めてまいります。

「第1回幹事会」を開催しました。

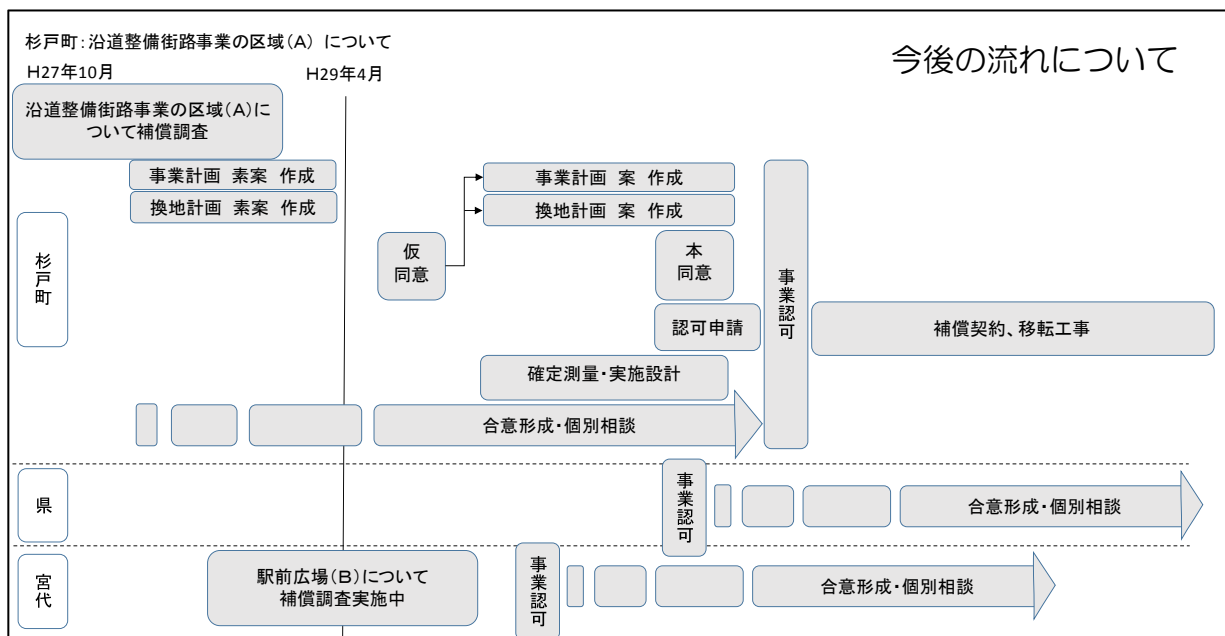
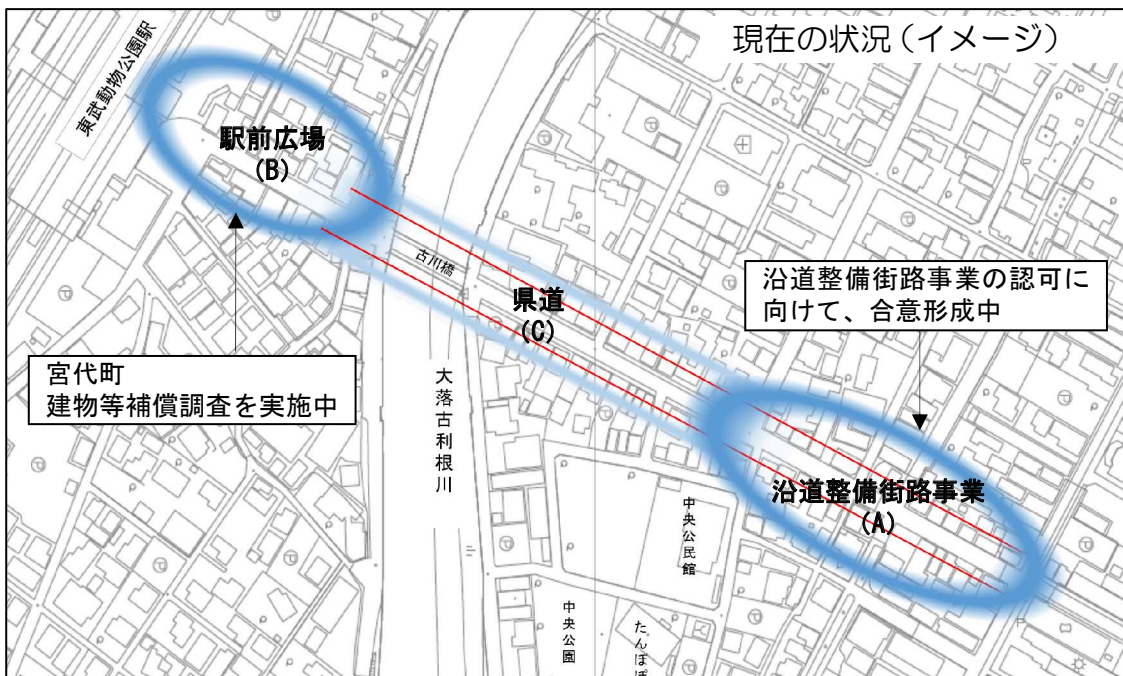
3月28日(火) 杉戸町中央公民館において、幹事会を開催しました。幹事の方々にご参加いただき、意見交換が行われました。

■議題1

沿道整備街路事業予定地における補償調査及び個別説明会の進捗状況について（前頁参照）

■議題2 平成29年度の活動の方針について

- ・街路事業(埼玉県)との連携 → 杉戸・宮代の進捗状況を報告し、早期の事業化を目指します
 - ・沿道整備街路事業の推進 → 素案をブラッシュアップ、仮同意に向け個別調整をします
 - ・商工観光課との関わり → 情報交換に努め、商業活性化を支援します
- (参考) 宮代町の駅前広場について → 建物補償調査を実施中



■議題3 杉戸地区まち・道づくり協議会の今後について

- ・東口通り線整備推進室の設置に伴い、協議会会則の改定しました

改正案のポイント

- ・「委員」「会員」については、「会員」に統一。
- ・「監事」をおく。
- ・「全体会」を廃止し、必要に応じて「協議会」を開催。
- ・事務局を「東口通り線整備推進室」に修正。

東武動物公園駅東口通り線杉戸地区まち・道づくり協議会会則

(名称)

第1条 本会は、東武動物公園駅東口通り線 杉戸地区まち・道づくり協議会と称する。

改正後

(目的)

第2条 本会は、東武動物公園駅東口通り線及び周辺地区（以下「地区」という。）における道路交通環境の向上や商店街の活性化などによる賑わいがあり安心して安全に暮らせるまちづくりの実現に向けて、まちづくりへの提案を参考に関係権利者と行政が共に協議を進めることにより、事業化の推進に資することを目的とする。

(構成)

第3条 本会は、原則として県道拡幅に該当する土地又は建物を所有する者などの関係権利者（以下「会員」という。）で構成する。

2 まちづくりに関して影響される権利者が関わる場合は、中途においても会員に加わることとする。

3 会員の中から互選又は推薦による幹事を10名程度選出する。

4 幹事の中から互選又は推薦により会長を1名、監事を2名選出する。

(会議の開催)

第4条 会議は、協議の内容により次に掲げる会議とし、会長がこれを選択し、招集する。

(1) 幹事による「幹事会」

(2) 会員による「協議会」

2 会議にあたり、開催場所及び日時は、議題とともにあらかじめ会員に通知しなければならない。

(幹事会)

第5条 幹事は、協議会の円滑な運営を図るために、幹事会において、次に掲げる内容について、協議及び検討を行う。

(1) 協議会の活動や進め方等に関すること

(2) 協議会で話し合われた内容、又は合意した内容の取りまとめに関すること

(3) その他協議会に関すること

(協議会)

第6条 会員は、協議会において、次に掲げる活動を行う。

(1) 地区の将来像の検討

(2) 地区における整備プランの検討

(3) 地区における整備手法等の検討

(4) その他本会の目的達成に必要な活動

2 会員は、協議した内容をまとめるに当たっては、会員相互の立場を理解し、合意に達するよう努め、検討結果については相互に尊重するものとする。

(会長の職務等)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する会員がその職務を代理する。

(顧問)

第8条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、本会の事業の実施、運営、その他の重要事項について助言するとともに会議に出席して意見を述べることができる。

(事務局)

第9条 本会の事務局は、杉戸町東口通り線整備推進室に置く。

(補則)

第10条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定めるものとする。

附則

この会則は、平成29年4月1日から施行する。

沿道整備街路事業予定地の建物等調査はおおむね終了しましたが、今後は地元からのご意見や、情報交換の場として、協議会の活動を続けてまいります。

・幹事会の様子



・Q&A

Q1. 杉戸町と宮代町の事業の関わり方、流れについて説明してください。

A1. 「杉戸町の東口通り線」と「宮代町の駅前広場」はどちらかだけが出来ていても、機能は発揮されませんので、一体的に整備をしていく必要があります。
また、事業の認可を受けやすいように、駅前広場の整備→東口通り線の順で整備されるという流れが望ましいです。

Q2. 街路事業のエリアはいつ頃に補償調査に入るのか知りたいです。

A2. 補償調査は沿街(A)→駅広(B)→街路(C)の順番です。[参照:2頁 今後の流れについて]

Q3. 沿道整備街路事業の対象地は拡大しないのでしょうか。

A3. 街路事業では、道路となる部分のみが買収となり、土地の一部が残ることもあります。その残地が狭小地になってしまう土地や移転する方の移転先の土地を確保するため、沿道整備街路事業という手法を用いています。
この事業は町の負担となるため、可能な限り対象の範囲を抑えた計画としております。

「東口通り線整備推進室」が設置されました。

平成29年4月1日より、「東口通り線整備推進室」が設置されました。東口通り線の事業化に向け、杉戸町の「沿道整備街路事業」、埼玉県「街路事業」、宮代町の駅前広場の「街路事業」の各事業の連携強化に努めます。

また、商工観光課との情報交換に努め、早期の事業化に向け努力してまいります。

なお、整備推進室のホームページから、さまざまな方々に進捗状況等の情報発信をしていきます。どうぞよろしくお願いいたします。

「まち・道づくり協議会」へのご意見・お問い合わせは・・・

会長：鈴木 豊（あづまや）

TEL：0480-32-0216

事務局：杉戸町 東口通り線整備推進室

TEL：0480-33-1111(内線 370)

FAX：0480-33-2958